

確定申告の申告相談は、今津税務署で行います。

確定申告会場での相談を希望される方は、「国税庁LINE公式アカウント」からオンライン事前予約の手続をお願いします。

当日受付も行っておりますが、**当日の相談枠に限り**がありますので、ぜひ、オンライン事前予約をご利用ください。

【令和8年2月13日（金）以前に税務署での相談を希望される方へ】

令和7年分の所得税等の確定申告の相談及び申告書の受付は、令和8年2月16日（月）からです。

還付申告書は令和8年2月13日（金）以前でも提出できます。

令和6年分以前の申告等について、税務署での相談を希望される方は事前予約が必要です（**当日受付は行っていません。**）。

事前予約は、確定申告会場と同様、LINEによるオンライン事前予約をお願いします。

令和8年2月13日（金）相談分までは電話での事前予約も受け付けておりますが、電話でのお問合せが多くなっておりますので、ぜひ、オンライン事前予約をご利用ください。

■ 今津税務署の所在地・案内

■ 確定申告会場の開設期間は、令和8年2月16日（月）から3月16日（月）です（土・日・祝日を除く）。

■ 確定申告会場の相談受付時間は、8時30分から16時です（相談開始は9時からです）。

※ 混雑状況により、早めに相談受付を終了する場合があります。

※ 申告書等の受付は、17時まで行っております。

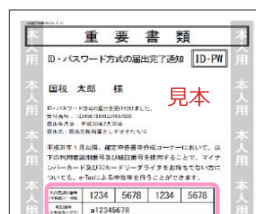
■ 土・日・祝日は開設しておりません。

■ 確定申告会場では、原則、ご自身のスマホで申告書を作成していただきます。

来場の際は、次の書類等を必ずご持参下さい。

- ① **スマホ**（マイナンバーカード読み取り対応のスマホ）
- ② **マイナンバーカード（有効期限にご注意ください。）**
- ③ **2種類のパスワード**（マイナンバーカード取得時に設定）
 - ・ 利用者証明用電子証明書（**4桁**の数字）
 - ・ 署名用電子証明書（**6～16桁**の英数字）
- ④ 源泉徴収票、社会保険料控除や生命保険料控除などの申告書作成に必要な書類
- ⑤ ID・パスワード方式の届出をされたことがある方は、以下の書類もしくは利用者識別番号とパスワードがわかるもの

ID・パスワード方式



土地・建物等の譲渡所得、山林所得又は贈与税の申告を希望される方は、相談担当者が申告会場に従事している次の「★」が記載された日にお越しください。

2月										3月											
16	17	18	19	20	23	24	25	26	27	2	3	4	5	6	9	10	11	12	13	16	
月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	
★	★					★	★	★							★	★	★	★	★	★	